



平成 23 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 共同ピーアール株式会社
代表者名 代表取締役社長 大橋 榮
(JASDAQ・コード番号: 2436)
問合せ先
役 職 総合企画局 広報 IR チーム長
氏 名 伊藤 誠
電 話 03-3571-5172

取締役会への内部調査報告書の提出について

本日開催されました取締役会において、内部調査委員会(委員長:下川 和己社外監査役・常勤監査役)から内部調査報告書(以下「本報告」という。)の提出がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 内部調査委員会について

内部調査委員会は、「共同ピーアール株式会社(以下「当社」という。)取締役に関して不正の行為若しくはそのような行為」があるのではないか、との当社内部者の告発が監査役会にあったことにより、会社法第382条に従って平成23年12月12日に設置したものであります。

内部調査委員会は、告発があった以降、然るべき調査を行い、本日、取締役会に報告したものであります。

2. 報告内容について

別紙【内部調査委員会報告書】の通りであります。なお本開示におきましては、個人・法人の名称を仮称としてイニシャル表示等しております。ご了承ください。

3. 業績への影響

本報告の内容に関連する事実が業績に及ぼす影響については、鋭意調査・確認中ではありますが、確定し次第、速やかにご報告申し上げます。

また、有価証券報告書の訂正等につきましても、確定し次第、速やかにご報告申し上げます。

4. 【内部調査委員会報告書】の提言への対応

別紙【内部調査委員会報告書】の提言を真摯に受け止め、対応を図ってまいります。

投資家の皆様、市場関係者の皆様、取引先の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることを深くお詫び申し上げます。

以 上

内部調査委員会報告書

平成 23 年 12 月 26 日

共同ピーアール株式会社 取締役会 殿

共同ピーアール株式会社 内部調査委員会

委員長 下川 和己

委員 藤井 泰博

委員 松田 和彦

委員 中島 英樹

当委員会は、「共同ピーアール株式会社（以下「当社」という。）取締役に関して不正の行為若しくはそのような行為」があるのではないか、との当社内部者の告発が監査役会にあったことにより、会社法第 382 条に従って平成 23 年 12 月 12 日に設置したものである。

当委員会は、告発があった以降、然るべき調査を行い、本日、取締役会に報告する。

目 次

1	端緒	1
2	調査の概要	2
①	調査の目的・範囲	2
②	調査実施者	2
③	調査内容	3
④	調査期間	4
3	調査結果	5
①	事実関係(A社ルート)	5
②	事実関係(B社ルート)	7
③	事実関係(大量保有報告の件)	9
④	結論	10
4	提言	12
①	大橋榮代表取締役について	12
②	S・K両取締役について	12
③	上記①②以外の取締役について	12
④	取締役会による外部調査組織の編成・告発等	13
⑤	外部調査・告発の可能性について	13

1 端緒

平成 23 年 12 月 8 日、当社内部者より、下記内容の告発（以下「内部告発」という。）があったことによる。

（1）A社ルート

平成 21 年 12 月 21 日、A社に対し前渡金 55,650 千円を渡す決議がなされ、同月、振込みされているが、この 55,650 千円は本来、取締役会で説明された通りの性質の資金であったのか。

また、平成 23 年 2 月にA社より当社に 3,150 千円の請求があり、当社はこれを支払っているが、この 3,150 千円は正当な業務に対する支払いであったのか。

（2）B社ルート

B社と関連のある企業X社（旧称Y社）と当社は平成 23 年 2 月から平成 24 年 4 月まで月額 1,050 千円のコンサルティング契約を結んでおり、当社は契約料を支払っているが、この金額は正当なコンサルティングに基づくものであったのか。

（3）大量保有報告の件

当社代表取締役である大橋榮氏（以下「大橋社長」という。）は当社大株主であるが、個人的な借入先に対し、その担保として当社株式を担保設定していたと思われるが、その事実を報告・開示していないのではないか。

2 調査の概要

① 調査の目的・範囲

当委員会の調査目的は、内部告発が事実であるかどうかを調査し、取締役会に報告することにある。したがって、内部告発を端緒として調査した内容以外の事実が新たに浮上したとしても、調査と密接な関係がある場合を除き、調査範囲に含めない。

調査結果によっては、内部調査委員会は改善策・善後策について示唆するものとし、外部調査または刑事告発が必要と認めた場合には、①然るべき外部調査組織を編成するか、②司直の手に本件を委ねる。

② 調査実施者

(1) 調査委員

委員長 下川和己（社外監査役・常勤監査役）

委員 藤井泰博（社外監査役）

委員 松田和彦（社外監査役）

委員 中島英樹（弁護士）

(2) 調査補助者

社員数名

③ 調査期間

平成 23 年 12 月 12 日～平成 23 年 12 月 25 日

④ 調査内容

調査は、内部告発に関係すると思われる会計伝票・記録・書類の閲覧、関係者へのヒアリングによって行う。

調査記録は以下の通り。

12月12日（月）

第1回内部調査委員会（委員会立ち上げ 調査委員・調査補助者が調査項目を確認）

仕入-支払いの取引フロー表入手

A社の買掛金一覧表入手

B社の買掛金一覧表入手

取締役（K取締役を除く）のパソコンのパスワードを入手

パソコンデータ収集作業（K取締役）

12月13日（火）

A社の追加資料入手（平成23年2月の外注費計上の伝票確認）

B社、X社との業務委託契約書入手

B社、X社関連の伝票等の確認

大量保有報告書の根拠法令を確認

パソコンデータ収集作業継続（K取締役・S取締役・その他）

12月14日（水）

中島弁護士と打ち合わせ

- ・13日までの調査状況の報告、今後の調査の示唆を受ける

- ・関係者の特定

- ・ヒアリングの日程・内容について示唆を受ける

追加資料の入手（B社、X社関連）

X社のオフィス確認のため業務委託契約書記載の住所を往訪

12月15日（木）

B社、X社、A社に関連する伝票の写しを入手

取締役全員に「12月19日にヒアリングする旨」「社内待機依頼の」メールを送信

中島弁護士よりB社、X社の法人登記簿謄本の写しを受領

松田監査役も加わり、資金の全体の流れを検証、ヒアリングの順番・内容を検討

12月16日（金）

午前、中島弁護士を除く、全メンバーが集合

大橋社長の借入金の推移（平成18年9月～）を把握

午後、中島弁護士も参加してヒアリングの打ち合わせ

（19日（月）の午前中からヒアリングを開始する予定）

12月19日（月）

午前中、松田・下川監査役がヒアリング

業務第1局社員、第2開発局社員

午後、3人の監査役と中島弁護士でヒアリング

大橋社長、常務1人、S取締役、K取締役、総合企画局社員

12月20日（火）

松田、下川の2人の監査役がヒアリング

常務3人、取締役2人

12月21日（水）

大橋社長の借入金に伴う銀行の入出金状況表を入手

下川監査役が第2開発局社員にヒアリング

調査報告書作成開始

12月22日（木）

大橋社長の借入金に伴う銀行の入出金状況表（改訂版）を入手

内部調査報告書作成

12月23日（祝日）

内部調査報告書作成

12月24日（土）

内部調査報告書につき調査委員、補助調査委員が会議

12月25日（日）

内部調査報告書完成

3 調査結果

① 事実関係(A社ルート)

(1) A社に対する前渡金 55,650 千円について

A社に対する前渡金 55,650 千円は、当社からA社に振り込まれた直後、A社から大橋社長に貸し付けられたものとのS取締役の証言があり、大橋社長本人も「A社からの借入れ」を認めている。

大橋社長は平成18年ころから中国のT社に150,000千円を出資していた。その出資額の原因は「大橋社長個人」あるいは「大橋社長個人の資産管理会社」であったTK社が保有する共同ピーアールの株式を担保設定した上でのD社からの借入れであった。平成21年12月ころ、「T社への追加投資」あるいは「T社への150,000千円出資時の借入先からの返済」（両方の証言・記述がある）を迫られていた大橋社長は、S取締役（当時は執行役員）に対し、その原資として50,000千円ほどの資金調達を命じあるいは依頼した。S取締役は本来、このような命令ないし依頼には断るべき立場にあるにも関わらず、大橋社長の資金調達に加担した。

すなわち、S取締役は、平成21年12月21日の取締役会において、「平成22年11月に開催される『工作機械メーカーによる展示会イベント』（以下「当該展示会」という。）において当社が発注予定である業者・A社が年末資金に逼迫している」ことを理由に55,650千円を前渡しする旨の議案を提出し、本議案は賛成・承認された。

同月24日に当社からA社に振込みがなされたが、この資金のほとんどである53,000千円が同月25日、A社から大橋社長の個人口座に振り込まれている。

大橋社長は、この資金のうち50,000千円を引き出して、「T社への追加投資」あるいは「T社への150,000千円出資時の借入先への返済」に充て、また、残る3,000千円については、A社に返済している。

その後のA社への返済は、

平成22年10月21日：15,000千円

平成22年12月17日：15,000千円

平成23年1月20日：20,000千円

として金利相当額を除いて返済は完了している。

両者は、当社資金がA社を迂回して大橋社長の手許に入る構図

【当社→A社（前渡金）、A社→大橋社長（貸付）】

を考え、実行したものと認められる。

(2) A社に対する3,150千円の支払いについて

A社から平成23年2月22日に請求があり、同月28日に支払った3,150千円は、実質的には上記(1)の資金の流れに協力してもらったA社に対する「謝礼」である。

S取締役からこれを裏付ける証言があり、大橋社長もそれを認めている。

この件について大橋社長はやはり、資金の工面をS取締役に命じあるいは依頼した。S取締役は本来、このような命令ないし依頼には断るべき立場にあるにも関わらず、大橋社長の資金調達に加担したことは上記(1)と同様である。

具体的にS取締役は、平成21年2月22日に、部下である開発局開発営業部社員に「発注許可申請書」を起票させた。その発注内容としてはA社に対する「当該展示会」施工関係受託に向けた「獲得協力費」名目として3,000千円が是非とも必要な旨を記載させ、その上長に承認印を押捺させ、また自らも承認印を押捺、大橋社長も承認のサインをしている。また支払いに当たっては同様に「支払依頼書」を社員に起票させ、上長が承認、自らも承認し、大橋社長も承認している。

当社の業務遂行上、このような「獲得協力費」なるものは必要ではないことは複数の証言や過去の取引実態から明らかである。その資金は「支払依頼書」に基づいて平成23年2月28日にA社に振込まれているが、これは本来、上記(1)に記したように大橋社長はA社からの53,000千円の借入を順次返済しているものの、金利についての支払いは存在しないため、この3,150千円は、金利に相当する「謝礼」と認められる。

上記(1)(2)に関する資金のやり取りは以下の通りである。

日付	借入先名	借入額	元金返済額	金利支払額	その他	備考
H21.12.25	A社	53,000,000				振込額
H21.12.28	A社				50,000,000	引出し
H22.1.7	A社				3,000,000	引出し
時期不詳	A社		3,000,000			送金、一部返済
H22.10.21	A社		15,000,000			送金、一部返済
H22.12.17	A社		15,000,000			送金、一部完済
H23.1.20	A社		20,000,000			送金、完済
H23.2.28	A社		3,150,000			謝礼

(3) 上記(2)の支払いについて支払伝票起票者・承認者のヒアリング内容

当該伝票の起票・承認については、「S取締役からの指示であり、内容については一切知らない」「社長マターと聞いている」などと話している。

② 事実関係(Bルート)

X社に対する月額 1,050 千円の支払いは、同社から当社へのコンサルティングに対する報酬ではなく、当時、大橋社長がB社長から個人的に借入っていた 165,000 千円の実質的な金利相当分ないしは謝礼として、計 15,000 千円を支払うべく約束した金員の一部である。本来は大橋社長個人が支払うべき金利を当社がコンサルティング名目で支払っていたものである。K取締役の証言によってこの事実が示され、大橋社長もこれを認めている。

D社およびA社からの個人的借入につき、返済期日が迫っていた大橋社長は、D社およびA社への返済に充てるため、平成 22 年 10 月と 12 月の計 2 回に渡って、B社社長から計 165,000 千円を借り入れた。借入先の候補として大橋社長にB社を紹介したのはK取締役である。「K取締役が『Bからの借入れの話をまとめた』と話したのを聞いたことがある」との証言もある。

平成 22 年 10 月 21 日に 150,000 千円をB社社長から借入れた大橋社長は、同日、これをD社への返済 (135,000 千円) とA社への返済 (15,000 千円) に充てた (この時点でD社からの借入れは完済)。

さらに平成 22 年 12 月 17 日に 15,000 千円をB社社長から借入れた大橋社長は、同日、これをA社への返済 (15,000 千円) に充てたものである (この時点でA社からの借入れは 20,000 千円)。

上記に関する資金のやり取りは以下の通りである。

日付	借入先名	借入額	元金返済額	金利支払額	備考
H22.10.21	B社社長	150,000,000			振込、金利 1.5%
H22.10.21	A社		15,000,000		送金、一部返済
H22.10.21	D社		135,000,000		送金、完済
H22.12.17	B社社長	15,000,000			振込、金利 1.5%
H22.12.17	A社		15,000,000		送金、一部完済
H23.10.19	B社社長		165,000,000	2,426,301	元金送金、金利現金払、完済

K取締役は、X社に対する総計 15,000 千円相当の金員が実質的には大橋社長の個人的借入れの金利相当額であることを知りつつ、X社との契約をまとめた。K取締役は本来、このような命令ないし依頼には断るべき立場にあるにも関わらず、大橋社長の個人的借入れの金利を当社が負担することに加担した。

すなわちK取締役は、平成 23 年 1 月 31 日付けで、
委託期間：平成 23 年 2 月 1 日～平成 24 年 4 月 30 日

業務委託費：月額 1,000 千円（消費税別）

業務の範囲：①PR 業務におけるクライアントの紹介

②プレゼンテーション等、新規獲得に関するアドバイス

という内容の X 社と当社の業務委託契約を結ぶことに担当役員として関わった。

以後、K 取締役は平成 23 年 2 月から毎月、「発注許可申請書」「支払依頼」を起票し、大橋社長がこれを承認する形で、平成 23 年 3 月以降、同年 11 月まで計 9,450 千円を支払っている（平成 23 年 12 月分については内部調査中のため支払いを一旦止めている状況である）。

上記に関する支払い状況は以下の通りである。

買掛金発生月	金額	支払日	科目	申請者	振込先
H23.2	1,050,000	H23.3.31	外注費	K取締役	Y社に振り込み
H23.3	1,050,000	H23.4.28	外注費	K取締役	
H23.4	1,050,000	H23.5.31	外注費	K取締役	KA会計事務所から
H23.5	1,050,000	H23.6.30	外注費	K取締役	
H23.6	1,050,000	H23.7.29	外注費	K取締役	KA会計事務所から
H23.7	1,050,000	H23.8.31	外注費	K取締役	
H23.8	1,050,000	H23.9.30	外注費	K取締役	
H23.9	1,050,000	H23.10.31	外注費	K取締役	
H23.10	1,050,000	H23.11.30	外注費	K取締役	
H23.11	1,050,000	H23.12.28	外注費	K取締役	
H23.12					

(注)H23.4、H23.6 の買掛金発生についてはKA会計事務所から請求あり

③ 事実関係(大量保有報告の件)

大橋社長は平成18年9月ころ、D社からの借入れの際、あるいはそれ以降の追い証(証拠金)として「大橋社長個人」あるいは「TK社」が保有する共同ピーアールの株式を担保設定していたと認められる。本来であればその旨を大量保有開示制度に基づいて内閣総理大臣(金融庁)へ提出しなければならないのであるが(不提出の場合、懲役5年以下、500万円以下の罰金(金融商品取引法第197条の2第5号))、提出された形跡は認められない。

この件に関しては、大橋社長個人の問題であり、不提出の過失は上記の罪として責められるべきではあろうけれども、本内部調査員会では問題としない。

当該報告義務について、適切な履行を求めるものとする。

④ 結論

本内部調査の対象となった件は、過失あるいは無知の域を超え、刑事事件に発展することも視野に入れて対応すべきであると考ええる。

全ての案件に通じているのは、その資金の必要性が、大橋社長の個人的借入れの返済に窮した上での費用、あるいは投資目的の資金としての費用、ということである。当社の業務とは全く関係のない事案に、大橋社長はS・K両取締役を加担させ、当社の資金を流用し、さらには重要な取引先をも巻き込んだ、と断じざるを得ない。

本内部調査の対象となった事案はそれぞれに、大橋社長が借入れ返済に窮したタイミング、あるいは出資資金が必要なタイミングで、S・K両取締役を加担させて当社資金からの捻出を謀り、まさに「どこからか借りては借金を返す」図式となっている。

また現在も借入れのあるN氏およびGB社であるが、N氏には120,000千円の借入れの返済としてTK社の全株式を譲渡（実質的には共同ピーアール株式200,000株）したものであり、GB社には次頁のごとく、毎月、金利相当額を返済している状況である。残るGB社の元利返済については本内部調査委員会としては当然、大橋社長が自らの責任において返済すべきと考えるものであり、大橋社長の個人的な資金のやりとり（N氏個人・GB社）と、一株主としてのN氏（TK社オーナーとして実質的な大株主である）との混同は一切避けるよう注意喚起するものである。

このような不祥事がなぜかくも繰り返されたのかを考えるに、当社創立以来40数年という長きに渡って大橋社長が代表取締役の座にあった弊害ということを指摘せざるを得ない。上場企業としてあるまじきコンプライアンス軽視、体制の欠如は、そのまま社長の意思であり、結果として今回の不祥事を招いたものと断じる。また「社長にモノ申すことが憚られる」企業風土が、経営陣（取締役会）による社長の行動のチェック機能の不足に及んだことも指摘せざるを得ず、今般の事案に直接関わったS・K両取締役以外の各取締役の責任も重い。

現在、判明している大橋社長個人の貸借に関わる流れは以下の通りである。

日付	相手先(借入先名)	借入額	元金返済額	金利支払額	備考
H21.12.25	A社	53,000,000			振込額
H21.12.28 頃	中国T社関連		50,000,000		出資 or 返済
H22.1.7 頃	A社		3,000,000		送金、一部返済
H22.10.21	B社社長	150,000,000			振込、金利 1.5%
H22.10.21	A社		15,000,000		送金、一部返済
H22.10.21	D社		135,000,000		送金、完済
H22.12.17	B社社長	15,000,000			振込、金利 1.5%
H22.12.17	A社		15,000,000		送金、一部完済
H23.1.19	KM常務	20,000,000			振込、金利 1.5%
H23.1.20	A社		20,000,000		送金、完済
H23.1.25	KM常務		500,000		現金送金、一部完済
H23.2.25	KM常務		500,000		現金送金、一部完済
H23.3.25	KM常務		500,000		現金送金、一部完済
H23.4.25	KM常務		500,000		現金送金、一部完済
H23.5.25	KM常務		500,000		現金送金、一部完済
H23.6.24	KM常務		500,000		現金送金、一部完済
H23.7.25	KM常務		500,000		現金送金、一部完済
H23.8.25	KM常務		500,000		現金送金、一部完済
H23.9.22	KM常務		500,000		現金送金、一部完済
H23.10.18	N氏	120,000,000			振込、金利 3%
H23.10.18	GB社	75,000,000			振込、金利 3%
H23.10.19	KM常務		15,500,000	660,544	送金、完済
H23.10.19	B社社長		165,000,000	2,426,301	元金送金、金利現金 払、完済
H23.10.24	N氏		120,000,000 (備考参照)		TK社の株式(実質 的には共同ピーパー ル株式 200,000 株) の譲渡
H23.10.24	N氏			69,041	送金、金利、完済
H23.10.26	GB社			86,301	送金、金利
H23.11.28	GB社			184,931	送金、金利

4 提言

① 大橋榮代表取締役について

調査結果から当内部調査委員会は、大橋社長に対し、

- (1) 自ら代表権を返上すること、
- (2) 自ら取締役を辞任すること、
- (3) 不正な資金の流れについては今後、精査するものとして、個人的流用については当社に返還すること

を求める。

② S・K両取締役について

調査結果から当内部調査委員会は、S取締役、K取締役について、

- (1) 自ら取締役を辞任すること、
- (2) 取締役会が両者の社員としての懲戒処分についても検討すること、

を求める。

③ 上記①②以外の取締役について

調査結果から当内部調査委員会は、全常務取締役に対し、

- (1) 自ら今後6月の間、役員報酬等現状の報酬の2割を返上すること、
- を求める。

また、取締役に対し、

- (1) 自ら今後3月の間、役員報酬等現状の報酬の2割を返上すること、
- を求める。

本内部調査により明らかとなった事実は、取締役がその職を全うしまたは注意義務を果たしていれば、もっと早い時点での事実確認と対応が出来ていたと考えるからである。今後は取締役の責務を果たすべく改善を求める。

④ 取締役会による外部調査組織の編成・告発等

さらに当内部調査委員会は、下記(1)(2)の要否について検討することを求める。

- (1) 然るべき外部調査組織を編成すること、
- (2) 刑事告発をすること

⑤ 外部調査・告発の可能性について

調査結果から当内部調査委員会は、上記①～④の提言を尊重した対応が認められない場合、

- (1) 自ら然るべき外部調査組織を編成すること、
 - (2) 自ら刑事告発をすること、
- とする。

以上